

国立大学法人和歌山大学寄附金取扱規程

制 定 昭和55年 9月 5日

全部改正 平成 9年 4月 1日

最終改正 平成29年 3月 8日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れ等の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「寄附金」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号に掲げる法人の業務の実施を支援することを目的として寄附される、国立大学法人和歌山大会計規則第14条に掲げる現金及び有価証券をいう。

(2) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部、機構、附属機関及び本学事務組織規程に定める各課をいう。

(3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

(受入れの決定及び報告等)

第3条 寄附金の寄附申込は、寄附金申込書（別紙第1号様式）によるものとする。

2 学長は、寄附対象者が所属する部局長に受入れの可否の確認を行い、受入れを決定するものとする。但し、寄附対象者が役員であって、且つ寄附目的が研究助成である場合は、学長は、学長が指名する部局長に受入れの可否の確認を行い、受入れを決定するものとする。部局長は、受入れの可否の確認に際し疑義が生じた場合は、所属部局の議を経ることができる。

3 学長は、受入れの決定を部局長に通知するとともに寄附金受入決定通知書（別紙第2号様式）により予算・決算担当役に通知するものとする。

(受入れの基準)

第4条 次の各号に掲げる経費に要する経費として寄附の申込があつた場合は、これを寄附金として取扱う。

(1) 学生又は生徒に貸与又は給付する学資

(2) 学生又は生徒に貸与又は給付する図書、機械、器具及び標本等の購入費

(3) 本学の教職員の職務上の教育研究に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究の奨励に要する経費

(助成金等の受入れ)

第4条の2 教職員に対して助成金等が付与された場合において、その助成等の趣旨が当該教職員の職務上の教育研究を支援しようとするものであるときは、当該教職員はその助成金を改めて寄附金として本学に寄附するものとする。

(受入れできる寄附条件)

第4条の3 第4条に掲げる受入れ基準により申込みがあつた寄附金で、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受入れることができる。

(1) 貸与又は給付する学生等の範囲を定めること。

寄附金取扱規程

- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障が無いと認められる次に掲げる条件等
 - ア 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
 - イ 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
 - ウ 寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

(受入れの制限)

第5条 寄附金で次の各号の一に該当する条件が付されているものは受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果、得られた国立大学法人和歌山大学知的財産規定第2条第1号に定める知的財産権及びこれらに順ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。

(納付手続)

第6条 予算・決算担当役は、第3条第3項に定める寄附金受入決定通知書に基づき振込依頼書を作成し、納入依頼書を添えて寄附者に送付するものとする。

(報告)

第7条 予算・決算担当役は、寄附金が納付されたときは、寄附金納付済報告書（別紙第3号様式）を学長に提出するものとする。

(寄附金の経理)

第8条 納付された寄附金は、本学の会計規則及び会計関係規程に基づき適正に経理するものとする。

(寄附金から生じた利息の扱い)

第8条の2 寄附金の受入者は、寄附金から生じた利息を大学運営支援寄附金に譲渡するものとする。

(寄附金の使途変更)

第9条 部局において寄附金の使途を変更しようとするときは、部局長は、寄附金使途変更申請書（別紙第4号様式）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請に基づき使途変更を承認した場合は、部局長にその旨通知するとともに、寄附金使途変更通知書（別紙第5号様式）により、予算・決算担当役に通知するものとする。

(本学の募金等)

第10条 本学が自ら寄附金を募り受け入れる場合は、第3条から第7条、第8条の2及び第9条の規定と異なる取扱をすることができるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月10日一部改正）

この改正規程は、平成9年12月10日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月28日一部改正）

この改正規程は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日一部改正）

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、学生自主創造科学センターに係る改正規定は、同年2月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第129号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日一部改正：法人和歌山大学規程第369号）

この改正規程は、平成17年2月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第408号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第511号）

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年9月21日一部改正：法人和歌山大学規程第667号）

この改正規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第682号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第761号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第923号）

この改正規程は、平成21年3月24日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1049号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年1月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1724号）

この改正規程は、平成28年1月8日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1759号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1950号）

この改正規程は、平成29年3月8日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

寄附金取扱規程

別紙第1号様式

平成 年 月 日

和歌山大学長 殿

寄附者

住所

氏名

印

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄附金額
 2. 寄附目的
 3. 対象部局等
 4. 寄附条件
 5. その他
- ・本寄附金について、研究担当教員が退職、他大学（機関）へ転出等する場合、それに伴う手続きについては、国立大学法人和歌山大学に委任します。

寄附金納付予定年月日

平成 年 月 日 頃

事務連絡先

別紙第2号様式

平成 年 月 日

予算・決算担当役 殿

学長

印

寄附金受入決定通知書

下記寄附金の受入れを決定したので、通知します。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附者の住所・氏名
- 3 寄附金の名称
- 4 その他

別紙第3号様式

平成 年 月 日

学長 殿

予算・決算担当役 印

寄附金納付済報告書

平成 年 月 日付け寄附金受入決定通知書に基づく寄附金は、下記のとおり納付されましたので、報告します。

記

- 1 納付金額 円
2 納付年月日

別紙第4号様式

平成 年 月 日

学長 殿

部局長 印

寄附金使途変更申請書

下記により寄附金の使途を変更したいので申請します。

記

区分	寄附金	使途	備考
寄附金及びその使途			
変更に係る寄附金及びその使途			

変更理由詳細

寄附金取扱規程

別紙第5号様式

平成 年 月 日

予算・決算担当役 殿

学長 印

寄附金使途変更通知書

下記により寄附金の使途を変更したので、通知します。

記

区分	寄附金	使途	備考
寄附金及びその使途			
変更に係る寄附金及びその使途			